

# ZENKOKU 青税連

1986・7・20

カモメのまちヨコハマで  
お会いしましょう！

寸劇・「恐怖の税務調査」

商法改正であなたの事務所は？

No.73

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会長 小沢岳彦 編集人 広報部長 辻村祥造

# No.73 CONTENTS 1986.7

## 第19回ヨコハマ大会開催迫る



### ヨコハマ大会

あなたは出ますね!!

大会実行委員長 井 上 貞 文

9~10

- |                   |   |                        |
|-------------------|---|------------------------|
| ○主張.....          | 3 | ○第三次商法改正の動向            |
| ○この一年をふりかえって..... | 4 | 税理士制度の原点にもどって..... 5~6 |

### 全青税主催・寸劇「恐怖の税務調査」 東京 岩田 俊一..... 7

#### ◀ お 知 ら せ ▶

当連盟の前会長、西川進氏が今回の参議院選挙の比例代表区において、社会党の名簿登載候補者となりました。なお登載順位は14位でした。

同君は候補となるにあたり、同党の税理士制度に対する基本的態度を問い合わせ、次のような内容の確認をとりかわしております。

#### 記

- (1)税理士は納税者の信頼に応え、その権利、立場を守り公正な代理者たること。
  - (2)税務行政が租税に関する法律に基づいて適正に行なわれるよう税理士の使命を規定すること。
  - (3)税理士が税務に関する専門家として独立した立場で使命を果せるよう自主性を高めること。
- 以下略。

#### ◀ お 詫 び ▶

前号(72号)会員のひろば(投稿欄)における与田光雄会員の「牛島訴訟をめぐる風景」のなかで、一部事実と異なる点、表現が適切でなかった箇所がありました。同会員の承諾のもとにお詫び申し上げます。

## 主 張

# 内憂外患に立ち向おう

選挙カーの騒音を聴きながら、ふとペンをとる。総選挙になると、自国の法律を御存知ない先生が立候補される。——外国為替管理法（ロッキード事件）、所得税法（脱税）、刑法（贈収賄）、果ては道路交通法に至るまで。

そして選挙後、新内閣が成立するが、またマスコミは「実務型内閣」の誕生と報道するのである。何を指して実務型というのであろうか。理論型もあってよいと思うのだが。とにかく憲法で規定をする納税の義務を国民が納得して履行できるように、社会的不公平を是正してもらう事が必要なのである。

財政赤字はすなわち財政政策の失敗を示すものであり、税金のムダ使いがそれに拍車をかけている。然るに赤字補填のため、大型間接税、一般消費税導入をちらつかせ、税務署の第一線の調査官に一層のノルマを課し、納税者との信頼関係をゆるがし、調査・指導の内で、指導の役割が薄れてゆくのを危惧するものである。

政治家や公務員の犯罪を厳しく処することをしなければ、血税のムダ使いを野放しにするだけでなく、政治不信、納税意欲の減退を助長する結果になるやも知れない。

× × × ×

一方で我々は多くの中小会社の設立に少なからず関与し、その発展に寄与してきたことは事実であり、そこからの恩恵にあづかっている。

つまり発起人達が税理士、司法書士の扉をたたく。彼らは商法改正で最低資本金制や公開等が論議されているのを尻目に、債権者保護などは眼中にない。「商業登記法」にのつった手続に基づいて、欠格者でなければ商法の存在など知らないくとも、立派に（代表）取締役として登記簿に記載される仕組みになっている。安易に会社が設立されることに関しては、会社設立に許認可制を導入するとか、取締役等に一般法律常識の講習を義務づけるとかしなければ、モラルの確立にはなかなか到達できないと考える。我々税理士は中小企業を基盤としているが、MAS業務や記帳指

導等を通して法律常識（たとえば債権者保護）を認識させることができればそれが理想である。

× × × ×

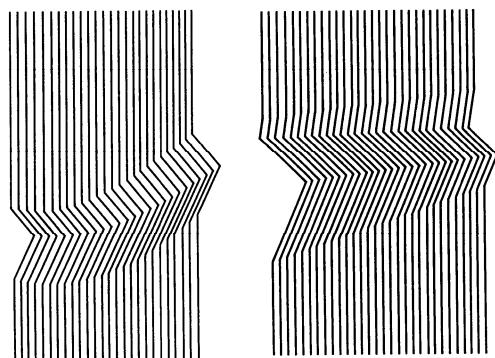
さて税理士会内部では、税務署OBの進出で税理士一人当たりの関与先件数は伸び悩んでいる状況にある。税務官吏は自分の将来に勝算ありとみて、税理士登録の道を選び、低姿勢で入会してくる。そして恩給、年金等の副収入に支えられながら会務に協力し、やがては会の中で重要な地位を占むようになり、遂には最高位を極めるようになる。

また外界を見れば既刊の全青会報による通り、まさに税理士会にとってこの時期は正念場であり、弱肉強食の時代——理不尽がまかり通る世の中である。その中で、税理士会固有の権利基盤を固めることをせずして職域拡大という幻想に踊らされてはならない。

× × × ×

近い将来、税理士法の改正や第四次の商法改正があるはずである。現時点では、我々若手では力の及ばないことがあるかも知れないが、着々と税理士会の機構等の整備、民主化を図り、より良い改正を目指さなければならない。

青税は我々若手税理士の“青春”である。税理士資格取得に情熱をかけられた会員諸兄においては、ガッチャリスクランを組み、健康に留意し、税務署OBの進出等に屈せず、本来の税理士制度の確立を目指さなければならない。



# この一年をふりかえって

会長 小沢 岳彦

みちのく岩手での第18回定時代議員総会から、長いようでもあり、短いようでもある1年間、伝統ある全青税の会務を大過なく運営することができましたのも会員の皆様の絶対なるご協力と役員各位の熱意あるご尽力によるものと深く感謝しております。

さて、ふりかえりますと「活気溢れる代議員総会」で誕生した新執行部の最大のテーマはなんといつても、商法問題がありました。税理士業界を取りまく環境は、いつの時代も厳しいといわれていますが、第三次商法「改正」は税理士にとって新しい「職域」と称される会計調査人制度という幻像のために、より難しい問題がありました。

当初の活動の中心は、法制審議会、商法監査問題研究会、日税連等の商法問題の正確な情報を入手し、一時でも早く各単位青税を通して、会員に情報を提供するとともに、問題点の検討を重ねてまいりました。その結果、本年1月の全青税理事会で第三次商法「改正」は、小会社にとっては整理切り捨てであり、中会社にとっては多大な経済的負担と過重な責任を負わせるものであること、また会計調査人制度は納税者の代理人制度として発展してきた税理士制度を根底からゆるがすことになるなどの点から、改悪といわざるをえない「商法改正試案」の内容になることが予想され、全青税として改悪反対運動を行うことが確認されました。

第一次、第二次の商法問題では、税理士業界は日税連を先頭に中小企業の立場に立って反対してきましたが、このたびの第三次商法問題は会計調査人制度というエサにつられて、日税連は基本的には賛成の方向にあるといえます。それは、今後の全青税としての活動が決して平坦な道でないことを示しています。しかし、青税会員の一人ひとりが問題点を認識し、各税理士会において自覚的な行動をとれば機構や会務運営に問題がある日税連とはいえ、商法問題に対する対応が慎重にならざるをえないと思います。その意味で、業界内部における地道でかつ大胆な青税活動が要求されます。

また、仮に日税連が賛成の方向のまま推移した

としても、反対の意向が強い中小企業庁や直接に負担を負う中小会社の組織である中小企業団体がかならず反対運動を行うことは、だれでも予想できると思います。我われの主張と行動は常に、中小企業の立場を擁護してきたことはだれが見ても明らかであります。これからが青税精神を大いに発揮しなければならない重要なときであります。

全青税の最大の行事である大会の開催は、いま神奈川青税の手で、ヨコハマ大会が準備されています。全国の仲間が集い、税務調査の体験や実務問題を学び、懇親会では大いに飲み、歌いそして税理士制度の明日を語り合いましょう。大会に一度も出席したことのない会員がいたら、声をかけて下さい、「ミナト・ヨコハマがまっている」と。

1967年（昭和42年）に東京・大阪・名古屋の各青税を中心として全国組織結成をめざして浜松弁天島で初会合を開き、翌年京都において第1回定時代議員総会を開催してから、来年は20年になろうとしています。第20回の記念すべき大会は近畿青税が総力を挙げて、第1回の開催地である京都において開催することが決定しています。業界の中において数々の実績をもつ、全青税の輝しい1ページに第20回大会を意義あるものとして刻みこむために、第20回記念大会準備委員会（仮称）を発足させ、準備していきたいと思っています。

1年間の活動の中では、岐阜青税の皆様に会場設営でご苦労をかけた、全青税秋季シンポジウム（1985年11月16日 テーマ Reserch & Development TAX、TAX、TAX！—いま学ぼう、明日を語ろう）に近年になく多勢の会員の方々に参加していただき、盛況であったことは各単位青税のご協力と研究部の努力によるところが多かったと思います。

最後に本年2月13日、本連盟の会員でもある牛島昭三税理士が提訴した、いわゆる「牛島税理士訴訟」判決は、憲法の視点から税理士業界へ投げかけられた多くの問題点を示しています。思想・信条の自由はもとより、会則のあり方、会務運営について多くの示唆を与えています。税理士界の良心を自負する我われが判決に対して大きな評価をし、福岡高裁において勝訴するために支援していく必要があります。

## 第三次商法改正の動向

## 税理士制度の原点に戻って

商法対策特別委員長 小池幸造

## (1) はじめに

法務省民事局参事官室は、5月15日付で「商法・有限会社法改正試案」を公表し、各界に意見照会を行った。

一昨年5月に、「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」を公表してからまる2年経つ。この間、全国青年税理士連盟では一早く、その問題点を、「キャンペーン」で指摘し、会報でも幾度となくとりあげてきた。

ここで、この商法「改正」について、原点に戻り、税理士制度との関連で論ずることとしたい。

## (2) 税理士制度の本質

税理士制度の本質を論ずるためにには、まず、「税」について論じなければならない。

わが国の歴史のみならず、世界の歴史の流れの中で、国家権力と市民との争いは、常に「税」がその原因にあったことは疑いもない事実である。

その時々の「国家」は、基本的に市民に対する財産の収奪によって成り立っていた。

わが国においては、「租税」が大化の革新以来、制度化され、数多くの市民は、常にこの「租税」により苦しめられてきた。この間、多くの市民の血が流されてきたことも歴史が示している。

このような歴史のくりかえしの中、市民は「国家からの自由」—自由権—を勝ちとってきた。イギリスではマグナカルタであり、フランスではあのフランス人権宣言であり、アメリカでは独立宣言である。

そして、この自由権の成文化が近代憲法なのである。しかし、「国家」は基本的に市民の「租税」により、成立している。近代憲法下といえどもその基本においては変わりない。

さらには、国民の社会権をうたっている現代憲法下においても、その基本において変わりはない。

いつの時代においても、市民は「税」という形で、その財産権を国家から侵害されているのである。

このような背景にもとづいて、税理士制度の本質について述べてみたい。

税理士法第1条は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」として『税理士の使命』を規定している。

この税理士法第1条は、税理士は「税の専門家」であることを予定している。法としては、税理士を「会計の専門家」として予定していないのである。そして、他の法律では「税の専門家」を規定しておらず、税理士のみがわが国において「税の専門家」とされている。つまり、税理士が在野において唯一の「税の専門家」なのである。

そして、税理士が在野における唯一の「税の専門家」であることを前提に、「独立した公正な立場」が要求されている。このことは、自然と、「課税権力から独立した公正な立場」を意味する。何故なら、税理士が課税権力から独立していかなければ、在野の「税の専門家」といわれるゆえんは無く、行政権の濫用を監視できないからである。

そして、「申告納税制度」は日本国憲法の要請する国民主権の税法的表現であり、この「理念」にそって、税理士は納税義務者の信頼にこたえなければならないとされている。

つまり、税理士には「国民主権」を擁護することが憲法上要求されているのである。換言すれば税理士は、納税者の権利を擁護すべき社会的責務があるといえる。

ここに、税理士制度の本質がある。

しかし、一方、現実の税務行政においては、憲法の要請する適正手続が確立されておらず、権力的な税務行政が行われている。また、課税庁は税理士をその「下請」とすべき諸施策を着々と行っている。

税理士制度の本質と、このような税務行政の現状を考えあわせると、今、我々税理士業界が求めるものは、代理権の確立と自主権の確立でなければならない。

### (3) 商法「改正」と税理士制度

#### ①商法「改正」と税制は無関係か?

我々は、前述のごとく、在野で唯一の税の専門家である。今回の商法「改正」についても、税の専門家の視点から、まずこれをみなければならぬ。

昭和56年頃より始まった「クロヨン論」・「申告納税制度見直し論」と、あたかも歩調をあわせるように中小会社に対する「外部監査」構想が浮上してきた。当時、マスコミは、口をそろえて「課税公平の確保」ができると報道し、ある証券検事は「適正な徴税に資することにもなる」と明言していた。

つまり、社会は「外部監査」構想に対し、債権者保護ではなく、「課税の公平確保」を期待しているのである。ここに、「外部監査」構想の本来の目的をうかがうことができる。

立案担当者は、「債権者保護」や「計算の明確化」などの用語でその目的をカムフラージュしているだけなのである。

したがって、この「外部監査」(「調査」)の本来の目的は、生きている会社に対しては、『税務監査』にあるといえる。この『税務監査』は、わが業界において過去に大論争のすえ、代理人制度になじまないとして否定された経緯がある。このような『税務監査』が、今度は商法という私法をとおして実質上導入されようとしているのである。

また、公開された%・%の虚偽記載については刑事罰を課するとされているが、これは現実には倒産時の問題である。虚偽記載をしていようとそれにより債権者に損害を与えていなければ、債権者は告訴しまい。

この刑事罰が継続している企業にとって機能するのは、税務調査時だけである。換言すれば、この刑事罰は税務の面で大いに利用されることになる。

さて、『税務監査』・刑事罰とでたところで、連想されてくるのは、大型間接税である。大型間接税が導入されるためには、企業の計算が明確化されなければならない。また、これを担保するものがなければならない。これを担保するのが『税務監査』であり、刑事罰なのである。

国家権力は、税務官吏の増員をすることなく、民間の経費負担のもとで大型間接税の執行体制を

組めるのである。

したがって、今回の商法「改正」は、大型間接税導入のための布石ともいえるのである。

#### ②「調査」と税理士制度

さて、マクロ的に商法「改正」と税制を述べてきたが、ミクロ的な視点に移そう。

税理士制度の本質を(2)で述べたように考えていいくと、基本的な問題点として、「調査」は税理士制度としては相容れないことがあげられる。

何故なら、「調査」は、法務省担当官が何と言おうともその本質において第三者証明であるからである。第三者証明でなければ、社会的有用性はないのである。

したがって、第三者証明であるということは代理人たることを否定しなければ成立し得ず、代理人制度たる税理士制度とは相容れることになる。

さらに問題点として、税理士法第1条に規定されている如く、税理士は「税の専門家」なのである。したがって、債権者等の利害関係人のために行う第三者証明を税理士が税理士の資格で行うことは、法理論的には不可能といえる。

#### ③刑事罰と税理士制度

商業登記所において公開された%・%の虚偽記載についての刑事罰は、大型間接税が導入されなくとも、税理士制度に対して事実上大きな影響を及ぼす。

何故ならば、税務行政上の適正手続が確立されないまま、このような刑事罰が導入された場合、この刑事罰は税務調査時において、納税者及び税理士に対する威嚇の道具として機能するからである。

このことにより、税理士は、事実上、税務官庁の下請機関化する恐れがある。

#### (4) おわりに

以上のように、税理士制度にとってその変質を迫る商法「改正」には、基本的に、賛成すべき点はまったくない。

法の改正には、その改正の本当の意図はどこにあるかを見定めねばならないのである。

我々税理士にとって、今回の商法「改正」は、『毒饅頭』以外のなにものでもないことを肝に命じておかなければならない。



## ～全青税主催・寸劇 「恐怖の税務調査」～

### [はじめに]

寸劇「恐怖の税務調査」は、連休明けの5月10日東京税理士会館で開演された。演題は「恐怖の税務調査」ではあるが、今回の劇を行う上での基本的な趣旨は、商法「改正」に反対するための批判から運動へ転換するためのプロセスとして行なわれたものである。当日は120名以上の出席者を得て、あらためて青税会員の商法「改正」に対する反対の意識が高いことを認識した。

### [出演者]

ではここで、当日の出演者を紹介することにする。(お手盛りではあるが私もその一人。)

税理士 小野浩道（東京青税現会長）

税理士の青専（妻） 阿部ひで子（東京青税）

事務所職員 白坂博行（東京青税）

(株)齊藤建設社長 齊藤俊介（全青法対部長）

社長の妻 山本恵子（婦税）

社員 新国信（全青総務部長）

上席調査官 小沢岳彦（全青会長）

調査官 岩田俊一（東京青税）

弁護士 畑谷幸男（東京青税）

商法ナレーター 吉田友彦（東京青税）

適正手続ナレーター 長谷川博（神奈川青税）

演出家 小池幸造（全青商対委員長）

### [劇の前に]

劇の前に舞台の状況を説明することにする。商法が昭和63年に改正されその施行後5年が経過している。(株)齊藤建設は、9月決算12月提出の法人で、資本金は3年間で最低資本金（2000万円）をクリアし昭和67年9月30日に3000万円となる。従って会計調査人の「調査」を受けた第1回目の事業年度が昭和67年10月1日から昭和68年9月30日であり、くしくもこの事業年度が税務調査の対象となったのである。小野税理士はこの法人を、顧問料月額5万円、決算料30万円、「調査」報酬20万円で関与している。

では当日行なわれた、寸劇「恐怖の税務調査」の場面を見ることにしよう。尚、「商法・有限会社法改正試案」が公表されたのは5月15日で、この劇はそれ以前に行なわれたことを念頭においていただきたい。

### [場面その一]

昭和69年5月1日の小野税理士事務所の朝である。小野税理士夫人は、事務所の経営が厳しいため、求人募集の雑誌を読んで転職を考えている。たった一人の職員も4月の昇給がなかったため奥さんにはやいている。そこに小野税理士が事務所にやってきた。恒例の朝礼である。“今月の目標顧問先獲得100件、などと一同拳を挙げて叫んでいるが元気がないのである。それもそのはずである商法「改正」以前は、昇る朝日のような勢いのあった小野事務所ではあったが、「改正」後超優良関与先は、顧問契約を解除し監査法人へ行ってしまった



うし、最低資本金をクリアできなかった小規模法人は個人形態となりそのいくつかは青申会や商工会の会員となってしまいこれまた顧問契約が解除されてしまったのである。このような状況で小野税理士は会計調査人「調査」についても悩んでいるのである。せっかく会計調査人の資格も取れたのであるが安い調査報酬で重い責任が負わされるからである。それとは逆に奥さんと職員は、「危い会社でもいいからどんどん『調査』をやってもうけよう」とハッパをかけている。それに小野事務所唯一の「調査」対象会社(株)齊藤建設があるではないですかとさらに追い打ちをかけている。しかし小野税理士は浮かないでのある。(株)齊藤建設の役員の責任の問題や、監査役の資格の問題等でなかなか就任者が決まらなかつたこと。又会計調査人「調査」をやったら社長から「先生何かうたがい深くなつて人が変つたんじゃないですか。」と言われたこと。さらに知り合いの税理士が責任を追及されて民事上の損害賠償を負っていること……。今回の商法改正は小野税理士にとって関与先是減るし関与先との信頼関係はうずれるし、たえず責任という針のむしろに座らされているよう

あり、何のメリットもないようである。そんな事務所の朝、税務署から(株)齊藤建設の調査をやりたいとの電話があった。電話で調査理由の開示を求めたが、調査官の「会社の内容を調べたい」とのいいかげんな回答が返ってくるだけであった。

#### [場面その二]

昭和69年5月10日の(株)齊藤建設の事務所である。齊藤社長と奥さんは何やら落ち着かなく小野税理士に調査のことをいろいろ聞いている。そこに小沢上席調査官が部下の調査官を連れて登場してきた。小沢上席は20年余りも調査畑を歩んできたベテラン調査官であるがいまだに統括官にもなれないでのある。



さてこの場面では①調査理由の開示②調査官の権力的な態度③許可なく金庫の中を調べる④個人名義の預金通帳の調査⑤修正申告の懲罰等の税務行政上の適正手続の問題点について劇を行った。

さて調査も終りに近づき、小沢上席が修正申告の懲罰をしてきた。小野税理士と齊藤社長は、調査の争点について当初これに反論して承諾していなかったが、小沢調査官が税理士に対して税務調査上でわかった棚卸表の違算による棚卸過大計上について、商法上の会計調査人としての責任を追求し行政罰や刑事罰をちらつかせて修正申告の取り引き材料としてきた。小野税理士は態度が軟化して齊藤社長を逆に説得しあはじめるのである。齊藤社長と奥さんはどうも納得がいかないようである。納得がいかないうちに修正申告を受けることになり小沢上席は部下を引き連れすずしい顔で帰ってしまった。おさまらないのが齊藤社長である。『会計「調査」をたのんでこんな計算もできないのか』『在庫を実際より多く計上したのだからその分税金を返してくれないのか』等と小野税理士に文句をつけていた。

#### [場面その三]

(1) 昭和69年5月11日の小野税理士事務所の朝である。昨日の結果を聞いていない奥さんと職員は

不安そうである。小野税理士が力なく部屋へ入ってきた。昨日の調査のことを反省しながら雑談をしていると齊藤社長から電話が入ってきた。齊藤社長が顧問契約解除を一方的に述べてきたのである。小野税理士は落胆して力なく受話器を置いた。また関与先が一件減ってしまったのである。

(2) さらに数日たった小野税理士事務所に銀行の代理人弁護士から電話があった。小野税理士が以前関与していた(株)齊藤建設が1000万円の手形不渡りを受けて連鎖倒産したのでについては小野税理士が会計調査人「調査」を行った年度について、棚卸の「粉飾」があったようなので、後日責任追究することになるとの電話であった。小野税理士は受話器を落としてボー然となったのである。

幕

#### [舞台裏（おわりに）]

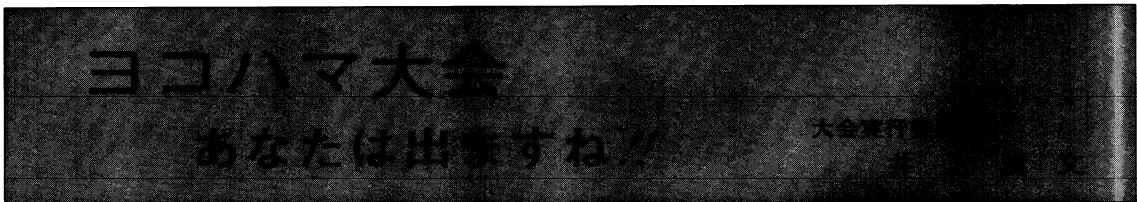
出演者にとって恐怖の『寸劇「恐怖の税務調査」』であった。演出家小池商対委員長から出演者・ナレーター宛に送られた打ち合わせの内容をここで紹介することにする。「出演者・ナレーターは同封の概要を良く読んで各自セリフを考えて来て下さいませ。真に勝手ですがよろしくお願い申し上げます。」である。4月30日打ち合わせ。5月7日9日10日リハーサル3回でいきなり本番である。思い返せば小学校3年生の学芸会で浦島太郎のカメを演じて以来の出演である。小学校の学芸会の方



が台本もあったしリハーサルも多かったように思う。ともあれ無事劇も終り反響はともかくスタッフ一同悦にいった次第である。

「商法・有限会社法改正試案」が公表されたがその大まかな内容は以然として中小企業の切捨て規制強化の方向へ進んでいる。又今回の寸劇のように税理士に対して重い責任が追求されることになる。寸劇に登場した税理士事務所が近い将来多く存在する様子がないように青税会員は商法「改正」に反対する運動をこれからすべきではないのだろうか。

(東京青税 岩田俊一)



## いよいよ ヨコハマ 大会です！

### 〈はじめは、まじめに〉

全国青年税理士連盟第19回「ヨコハマ大会」が私たち神奈川青税の担当で、7月27日、ホリディイン・横浜にて開催されます。

北は仙台・盛岡、南は鹿児島、一年に一度全国の仲間がたくさん集まります。中には、皆さんの知った顔も大勢いるでしょう。なつかしい顔、久しぶりの顔、忘れられない顔、よく会う顔………

そして、若い税理士が一年の活動を振り返り、新しい年の方針を熱っぽく語り、意見をたたかわせます。

夜は、ミナトヨコハマらしく、ジャズに酔いながら、遠い船の灯をメイン・ディッシュに、静かなディナーを味わってもらいます。

もちろん、研修も忘れてはいません。

「マトリックス会計のノウハウ」「相続税の虎の巻」「商法改正の実務（被告席のあなたのため）」、そして「税務署の資料の使われ方」。

盛りだくさんのテーマで分科会が開かれます。

いずれも定員に限りがあります。いい席に座りたい方は、何しろ早く、ヨコハマへきて下さい。

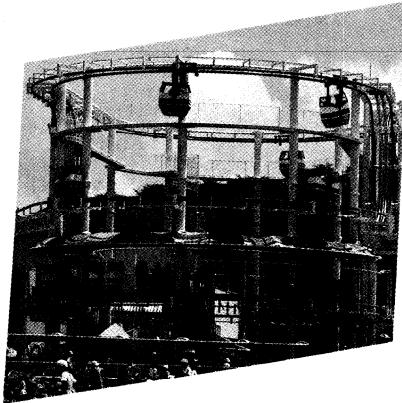
夜のミナトヨコハマの見学コースも、特別に用意しました。是非、ご期待ください。

一夜明けた、7月28日は、真夏の太陽とお友だちになりました。

江ノ島・鎌倉に、強者どもの史跡をたずねる旅。伊豆（注、おとなり静岡県ですが…）のサイクル

スポーツセンターで、若い汗を流し、夜はなつかしいキャンプファイヤーで童心にかえるコース。

お好きな方に参加して下さい。もちろん、ご家族のみなさんと。



△サイクルセンター△

### 〈活発なご審議を〉

大会の概要は以上のとおりです。当初、ヨコハマ大会は開催地と開催回数の関係から、地元の中からは「特色を出しにくい」、全国の皆様からは、「ヨコハマの特色がない」との声がありました。

しかし、その後、大会の細目が煮詰まってくると、決してそうでもないことがわかつてきました。

ひとつは、「商法改正問題」です。今後、数年内に改正法案が登場してくるでしょうが、その先手を取って機敏な対応ができるよう、運動方針が総会に提案されます。

同じく、総会にもうひとつの重要議案が予定されています。

全国青年税理士連盟規約の全面改正です。来年の20年大会を前に、次の20年の全青税活動の基礎を決める重要な案件です。これから参加してくるであろう、多くの青年税理士が、他に誇れる組織として全青税が動いている。そういう思いがこめられた原案となっています。

このほかにも重要な議題がたくさんあります。私ども神奈川青税の会員は、ヨコハマ大会が、い

つもの総会にも増して、全青税の将来にとって重要な大会である、そう感じております。

この思いこそが、ヨコハマ大会の価値ある特色であると考えております。

こうした重要案件の討議には、時間がかかるかと思います。意見を述べたい方も、多勢いるでしょう。

しかし、総会には、いつものことながら、あまり時間がありません。

そこでお願ひです。

限られた時間の中で有意義な審議を、手ぎわよく終える。この全青税の伝統的な“民主主義”を、是非、実践してください。

#### 〈お世話になったみなさまへ〉

このヨコハマ大会が、形を整えるまでは、いろいろの方にお世話になりました。

まず、会場の確保に仲介の労を取っていただいた、横浜中央支部の栗山はまの先生。続いて、多勢の参加要請に、心よく応じてくれた各青税のみなさん。いろいろとアドバイスをいただき、大会の形を整えてくれた神奈川青税の先輩の方々。

そして、いろいろな役割分担に全面的にご協力を頂いた、神奈川青税の会員のみなさん。

ほんとうに、ありがとうございました。

失礼とは存じますが、紙面を借りて、厚くお礼申し上げます。



日本丸

#### 『ヨコハマへようこそ!』

ミナト、中華街、そして赤レンガ。昔からヨコハマは新しいもの好き、中央の文化とは少しづれた志向、そういう人の集まるところでした。

今回の観光では、残念ながら会員の皆様にはヨコハマを見ていただくチャンスがありません。

ご家族の方から、きいてください。

ということで、一泊観光の方を中心にご案内します。

#### ◎サイクルスポーツセンターでシェイプアップ

あなた、自転車に乗れますよね？ もっとも、乗れない方は、お子さんといっしょに、「流れるプール」へどうぞ。

乗れる方には、5kmのコースを用意しました。中野選手に負けない健脚を、ご披露ください。

この他、街では見かけない、変わった自転車がたくさんあります。



〈サイクルセンター〉

#### ◎エメラルドビラで自然と共に

一日別荘のオーナーに。富士山を真っ正面にあおぐ伊豆の山で、夜空で白鳥、こと、おおぐま、こぐま、カシオペアなどが見守る中、情熱の炎を高く燃やしましょう。

あなたが昔、そして今は忘れかかっている、なつかしいキャンプファイヤーです。

#### ◎彫刻の森美術館

翌7月29日は一転して教養を深めましょう。箱根山中、雄大な山ふところに静かにたたずむ、近代彫刻の数々。きっと、あなたの業務と制度とそしてお酒でつかれたこころに、何かをささやいてくれるでしょう。

たまには、インテリジェンスを刺激しましょう。